

改正女性活躍推進法等オンライン説明会

参加無料

令和4年4月1日 義務企業の対象拡大に向けて

令和4年4月1日より、「改正女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出等が義務となる対象が、常時雇用する労働者数 **101人以上の企業に拡大**されます。（現状301人以上）
一般事業主行動計画の策定・届出等に当たっては、自社の女性の活躍状況に関する状況把握・課題分析を行うこと、課題解決のための数値目標を設定することなどが求められています。
ついては、令和4年4月1日には行動計画の策定・届出・周知・公表の取組が円滑に行われるよう、法律内容、ならびに取組のポイントの再確認のためのオンライン説明会を開催します。
また本説明会では、同じく令和4年4月1日からの「パワーハラスメント防止対策」の全面適用及び「育児・介護休業法」の改正施行に向けた内容も併せて取り上げます。

第1回	令和3年8月 5日（木）	13:30 ～ 15:00	●全回オンラインで開催します。 ●リモート会議アプリ（Microsoft Teams）を使用しますが、参加の際専用アプリのインストールは原則不要です。 ●要事前申込（参加当日は12:30からログイン可能）
第2回	令和3年8月18日（水）		
第3回	令和3年8月25日（水）		

【プログラム（各回共通）】

〔第1部〕

- ① 改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について

〔第2部〕

- ② パワーハラスメント防止対策について
- ③ 育児・介護休業法の改正について

主催：広島労働局

・・・申込方法（申込締切：各回開催日の3日前 17:00）・・・

下記メールアドレスに参加希望の回を指定の上、必要事項を記載してメールでお申し込みください。
（電話、ファックス、郵送申込不可）
後日、招待通知メール（送信元：広島雇用オンライン）をお申込みのメールアドレスに返信します。
定員は、各回150名程度を想定しています。定員に達した場合は連絡いたします。

■ 申込メールアドレス（各回共通）

hiro-kokin@mhlw.go.jp

【申込メールに記載する事項】

- ①参加希望回、②参加者氏名（フリガナ）、③会社名（一般の方は不要）、④連絡先電話番号
- ※申込メールの件名に「オンライン説明会第●回申込」と明記ください。

●ご記入いただいた個人情報は、本説明会の利用のみとし、それ以外の目的では利用いたしません。

問い合わせ先：広島労働局 雇用環境・均等室

（〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 TEL: 082-221-9247）